

## 天龍村空き家解体ローン利子補給事業

天龍村では、平成30年度から空き家の解体を支援するため、所有者等が空き家の解体に際し、金融機関から借り入れた融資に係る支払利子を助成します。



### 【空き家の解体促進】

空き家解体ローンを利用し、空き家を解体する場合、解体ローンの利子を助成。

### 【対象者】

平成30年4月1日以降に、村内にある空き家を解体するために空き家解体ローンに係る金銭消費貸借契約を金融機関と締結する者。

### 【補助対象経費】

- 空き家解体ローンにかかる支払い利子（各年度ごとに助成金の請求が必要です）
- ※本助成金の交付決定は、金融機関での借入を保障するものではありません。（村の審査とは別に、金融機関所定の審査があります）

### 【補助要件】

- 空き家解体ローンは、金融機関が発売する融資商品で、融資の資金使途が空き家の解体に限定されたもの。
- 対象者が、暴力団員でないこと。

## 注意

- ※補助金を受けようとする場合は、金融機関で解体ローンの申請が必要です。
- ※対象は天龍村内の空き家となります。
- ※申請者が天龍村内に居住していなくても、助成の対象になります。

建設課 建設係

TEL 0260-32-1022（直通）